

公益社団法人
本所法人会 会員様

本所税務署

e-Tax の更なる普及について

【デジタル化推進について】

平素より税務行政に深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
昨今、デジタルの活用によるサービスや仕事の在り方を変革する、デジタルトランスフォーメーション（D X）を推進する動きが社会全体で広がっています。
国税の申告や納付などの各種手続きについても、デジタルを活用することで、会員の皆様の業務において、簡略化や更なる効率化が可能となります。

【本所税務署の現状】

規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、各種手続きのオンライン利用率を引き上げるための基本計画が策定され、国税関係手続きについても財務省 H P でこの基本計画を公表しています。
本所法人会の皆様の御協力により、年々利用率が増加していますが、残念ながら本所税務署管内の法人税申告の利用率は、全国平均を大きく下回っている状況です。

○基本計画の対象となっている手続（抜粋）

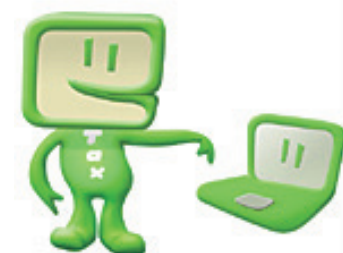
手 続	利用率(全国)	うち本所署	目標値
法人税申告	86. 7%	78. 7%	90. 0%
納税証明書の交付請求	10. 9%	13. 5%	20. 0%
国税納付手続（キャッシュレス納付）	29. 3%	26. 2%	40. 0%

※ 利用率は令和 2 年度時点、目標値は令和 5 年度末（国税納付手続は令和 7 年度末）の数値

【お願い事項】

誠実に納税を行っている多くの方々が不公平を感じないよう、税務行政をスリム化するためには、デジタル化の推進は避けられないと考えています。
また、申告・納税や証明書発行などあらゆる手続きを税務署に出向くことなくインターネットを通じて行うことで、業務効率や利便性の向上につながるほか、非対面となることで新型コロナウイルス感染拡大防止になると考えています。
本所法人会会員のみなさまにおかれましては、法人税申告などの国税関係手続の e-Tax 利用について、更なるご協力をお願いします。

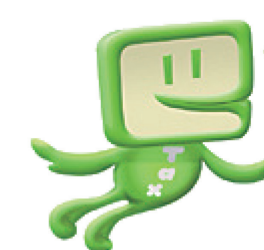
※ 裏面リストより e-Tax 等利用についてご検討願います。



e-Tax 利用検討リスト

内 容	Q R コード
【申告手続】 法人税の申告等につきまして e-Tax をまだ導入されていない会員企業様向けに、顧問税理士への働きかけ等を行っています。 本所税務署法人会担当または本所法人会事務局 を通じてご相談いただければと思います。なお、所得税の申告につきましては、パソコンだけでなくスマートフォンでの手続も可能です。	スマホ申告 個人確定申告
【インボイス発行事業者の登録申請】 令和 5 年 3 月末が申請期限のインボイス発行事業者の登録申請について e-Tax で登録申請が行えます。（個人事業者の方はスマートフォンからでも申請可能です。）	インボイス制度 公表サイト
【納税証明書】 お手持ちのパソコンから e-Tax を使ってオンライン請求し、そのまま会社で受取（PDF ファイル）が可能です。 他には、e-Tax でオンライン請求し、税務署窓口で受け取ることもできます。	電子納税証明
【キャッシュレス納付】 金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、「キャッシュレス納付（非対面式）」が大変便利です。 （キャッシュレス納付には、①ダイレクト納付、②クレジットカード納付、③インターネットバンキング、④振替納付があります） e-Tax で申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納税手続きをされる方は、「ダイレクト納付」がお勧めです。 ※事前に届出書の提出が必要です。	キャッシュレス 納付 源泉マニュアル

記載内容についてのご質問につきましては、お気軽に本所税務署法人会担当までお尋ね下さい。
（本所税務署法人会担当 Tel：03-3623-5171 内線 314）



簡単、便利！